


被災者・修理業者の皆様へ

～住宅の応急修理にあたっての優先度について～

災害救助法による住宅の応急修理は、修理しなければ居住することができないなど、日常生活に欠くことのできない部分の修理に限られ、下表のように、より緊急性の高い部分の優先度が高く設定されています。

優先度の高い部分が損害を被っているにも関わらず、優先度の低い部分の修理を応急修理の対象とすることはできませんので、必ず優先度の高いものから修理を行うようにしてください。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位	
高 	①	壊れた屋根、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた内・外壁の補修、壊れた床の補修
	②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
	③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れ補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
低	④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）